

○議長 横尾 武志君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。通告書に従って説明していきますが、少し説明を加えて要旨を読み上げます。

1番、荒廃し続ける芦屋海岸について。

現在進めている芦屋港活性化事業の舞台となる芦屋海岸は、白砂青松の文字どおり、美しい砂浜が遠く続き、芦屋町民の貴重な財産であり、誇りとしてきた場所でした。しかし、現在では波打ち際は遠のき、砂浜の拡大化、砂に埋もれた松の幼木群、防砂堤、砂置き場、テトラポット、砂利船、ダンプカーといった異様な光景になっています。その変わり果てた様相の原因は、昭和61年に完成した芦屋港の建設によって海岸の潮流や漂砂量など自然のメカニズムのバランスが破壊され、砂の堆積、飛砂、浸食が生じたものであることは、専門家も指摘し、県自身も認めているところです。

そうした趣旨の下に、本年7月5日に芦屋海岸の現状を見る散策を呼びかけたところ、30名の参加があり、様々な感想、意見が寄せられ、関心の高さを示しています。散策した人たちが見た芦屋海岸の荒廃した現状に対する悲しさや無念さをつづった感想や意見を代弁して、次の点について伺います。

（1）飛砂現象が起きる原因を認識・把握しているのか。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

飛砂の原因につきましては、直接的なものは芦屋海岸に堆積した砂によるものと考えられます。これは議員御指摘のとおり、平成23年に岡垣町が作成されました、九州大学と九州共立大学の共同研究による「三里松原海岸の浸食対策に関する調査研究報告書」、こちらにありますように、汀線が前進しているためと考えられます。この汀線とは、分かりやすく申しますと波打ち際のことですので、汀線が前進しているということは、堆積する砂が増えている、海岸が広がっているということになります。

また、先ほど申しました調査研究報告書によりますと、芦屋海岸に砂が堆積する要因は、芦屋港など、人為的に土砂の連続性を遮断する構築物が造られたことによる海浜流などの影響が起因していると考えられます。このように直接的な飛砂の原因は芦屋海岸に堆積した砂によるものですが、三里松原海岸における海浜流などの影響が起因しているというふうに認識しています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

令和2年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私は、飛砂現象が起きる原因というのは、また別な観点から答えていただけるものかなと思っていましたけど、もう時間がありませんので次のほうにいきます。

（2）里浜づくり植樹後の維持管理をするのは県か、それとも町か。協定書または覚書等はあるのかどうか。その辺についてお伺いします。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋町では、海浜公園やアクアシアンに堆積する砂及び周辺住宅地への飛砂被害などを解決するよう、芦屋海岸に堆積した砂の除去や飛砂対策について福岡県に要望してきた経緯があります。

福岡県ではこれを受け、里浜づくり事業を実施することとなり、福岡県と芦屋町の協議において、「松が一定規模に育ち、飛砂対策の効果が現れるまで福岡県が維持管理する。」ということで現在に至っております。また、福岡県北九州県土整備事務所に確認したところ、里浜づくり事業では約2万3,000本の松を植樹しましたが、将来の本数は、最初に植樹を行った平成26年度からおおむね40年後、この本数が約640本というふうになっています。これは、一つの区画に約2本の割合ということで、今後、成長に合わせて段階的に間伐していくということがございます。このようなことから、町では、今後も松の長期的なメンテナンスが必要であり、松が一定規模に育ち、飛砂対策の効果が現れるまで、町が維持管理する考え方はございません。

以上のことから、現時点において里浜の維持管理は福岡県となります。

また、管理協定書につきましてですが、平成23年4月に締結した「芦屋港港湾緑地管理協定」、「芦屋海岸遊歩道等管理協定」と同時に、「芦屋港海浜里浜緑地（仮称）の管理に関する基本協定書」というものの協議が行われております。ただし、その時点ではこの里浜に関する協定書のほうは締結に至っておりません。管理協定書に関しましては、その後、町と県の協議の中で何度か話は出ておりますけど、十分な協議が行われているものではございません。よって、現在まで締結には至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今話された内容についてはですね、平成22年第1回定例議会においても、平成23年第2回の定例議会、23年第3回定例議会、その中でですね、一般質問の回答としては、「里浜づくりは

令和2年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

飛砂の抜本対策として、県の責任で実施すべきものである。芦屋町が将来行うこととなる維持管理に関しては、松の育成が確認された後でないとは実施しないということが、芦屋町の意味決定事項である。」とかですね、今言われましたように、「北九州県土整備事務所が管理することでなければ、芦屋町はこの計画に乗れない。したがって、県としてきちんと覚悟を持って里浜づくりに対応してもらわなければなりませんという話は、県とずっとやってきている。」と。

ということであれば、なぜ協定書、覚書が出来ないのでしょうか。質問します。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

協定書につきましては、県のほうから具体的な話その後あっておりませんので、話が進んでいないというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

しかしながら、8年たった平成30年4月の芦屋港活性化推進委員会の審議において、県土整備事務所は「里浜の維持管理について、今後の維持管理について、県と町で役割分担を話し合うことになっている。」と回答していますね。その辺で、町の考え方と県の考え方が非常にずれているのではないかなど。そのような、ずれた期間が8年間、もっと言うなら10年以上もね、放置された形で今日まできているのではなかろうかと。その間に砂浜の砂は、じわじわと忍び寄る砂、その砂が植樹した松を覆い、生き埋め状態に。また、グミ林がやたらと多くなってきている。消滅に向かって進んでいる。このように認識し、その、散策した方々の気持ち、そこのアンケートの中にですね、出ていると思います。

今、芦屋町の自然、芦屋の海が、まさに砂によって浸食されている。これは、緊急事態どころか非常事態ではなかろうかと思っています。芦屋町のお金に換えられないそういう財産が、日に日に浸食されているわけですから。その点について、どう考えられますか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

里浜エリアの、先ほど御指摘のありました、砂が堆積している、特に松が埋まっているというようなことに関しましては、我々も現状を確認しており、確かにひどい状況があるところも感じております。そのため、県に対しましては昨年の11月に、本庁の県土整備部長、北九州県土整

令和2年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

備事務所の所長に来ていただきまして、町長、副町長と共に現地を視察した上で、砂の除去、また、堆砂垣・静砂垣の保守・撤去等の対応について要望をしているところをごさいます、以降、再三、北九州県土整備事務所のほうには依頼・要望を行っているところをごさいます。

町としましては、現在まだその対応が取られておりませんので、引き続き協議の場を持っておるわけをごさいます、今後も引き続き砂の除去等につきましては要望してまいりたいというふうにごさいます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

時間がありませんので（3）と（4）。

（3）「(仮称)あしやの里浜づくり協議会」を立ち上げ、アダプト制度によりボランティアを募っていくことになっているが、立ち上げているのか。

（4）芦屋海岸の現状を広報あしやに掲載し、植樹参加者に知らせる必要があるとの声がある。掲載する考えはありますか。

これはですね、県は飛砂対策として平成26年から28年まで3年間で、1,000人の協力を得て植樹を行ったんですね。県は29年6月発行の芦屋の里浜だよりにおいて、今後の活動方針について「松を育てるためには、適切な維持管理と温かく見守る心が必要との考えの下、「(仮称)あしやの里浜づくり協議会」を立ち上げ、アダプト制度によるボランティアを募って活動を行っていく。」と説明していますね。そして、芦屋町の広報には再三ボランティア参加の募集を、その都度行ってきています。広報あしやには、あしやの里浜づくりのコーナーで「子や孫の代まで大切に育て、残そう」をスローガンにして数回紹介し、ボランティア募集を呼びかけています。このような状況の中で、約1,000名の中の方々が——今回30名の方が7月5日に参加されましたが、そのうちの7名の方が2回、3回ボランティア活動に参加したと。広報を見て、回覧板を見て、ということなんです。

町長や副町長、それから企画政策課長、推進課の課長、アンケートを御覧になったと思います。芦屋の海を考える会の3団体が議会や執行部の皆さんに事前に配付されたものですから、その辺についてですね、この（3）と（4）について、その辺を考慮して答えていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

要旨（3）と（4）についてお答えをさせていただきたいと思います。

要旨（3）の、アダプト制度を立ち上げてというところでございますが、里浜づくり事業では、芦屋の里浜を「つくる」、「守り・育てる」、「利用・活用する」という3つの視点を基に進められてきております。里浜づくり実行委員会では、松林を含めた砂浜を地域の恒久的な財産として、広く住民と行政の協働により、長期的に「育て」「守り」「活用する」方法を検討することが目的となっております。そこで、住民参画により守り育てていく継続的な活動が必要として、この実行委員会において、福岡県より協議会やアダプト制度の導入について提案され、これまで議論されてきているところでございます。

北九州県土整備事務所の説明では、この協議会につきましては、住民の方にボランティアの範囲でできることを担っていただき、地域住民で松林を守り育てていこうという組織でございます。協議会の設置後も、里浜全体の維持管理、松の育成管理は行政が担っていくものでございます。また、アダプト制度につきましては里親制度のようなものでございまして、1本ないしは一定の区域を対象に、先ほど申しましたようなボランティアでできる活動を担っていただくというものでございます。

現状につきましては、この住民による活動を主とする協議会やアダプト制度は、ほかの地域でも実施されているもので、芦屋の里浜づくりにおいても必要だということで、平成29年度の第9回里浜づくり実行委員会において、協議会を立ち上げることが福岡県から示されています。しかし、その後、具体的な話が進んでいませんので、現時点で協議会は立ち上がっておりません。なお、現在ほかの地域の事例を調査しているところで、今後は芦屋町と現状を踏まえた協議会像、立ち上げまでのプロセスなどについて、県と町で案の作成に取り組んでいくようにしています。

続きまして要旨（4）の、広報に掲載する考えはあるかということでございますが、まず里浜づくり事業に関しましては、広報に掲載しているのは植樹を行った平成28年度の実績、具体的には平成29年4月1日号でございますが、これ以降、里浜の進捗状況などを広報に掲載するなど、町民の方や植樹に参加された方に対する周知は行っていませんでした。また福岡県では、先ほど議員も申されましたように、里浜だよりというチラシを植樹のたびに作成し配布されておりましたが、植樹以降、作成されておられません。

しかし、芦屋町としましては、里浜づくり事業の進捗状況については、植樹に参加された方々も含め、住民の方にお知らせしていく必要があると考えています。ただし、実施主体は福岡県であるため、特に植樹に参加された方々への周知につきましては、県が主体的に担うものというふうに考えております。このため芦屋町では、住民周知につきましては広報紙への掲載を、今後、県と相談しながら、適宜行っていきたいというふうに考えております。また、現在、町のホームページにも掲載がありませんので、ホームページには里浜づくり事業を紹介するページを作成す

令和2年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

るように、準備をしているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ぜひですね、進捗状況を広報あしやにですね。確かにね、手前のほうについては3メートルないし3メートル50くらい出来ていますが、その前面のほうですね。それは、通路の1メートル二、三十ある静砂垣も埋まり、そして、松は幼木が埋まっているところがたくさん前面はある。そして、松よりもグミのほう成長が早いから、グミ林になっているところが至るところにある。そういうところについてもですね、進捗状況として掲載していただきたい。

それから、今言われたように、協議はしているのか、していないのか、現在ね。私は県の参事、それから職員に聞きましたけど、「アダプト制度って何ですか。」と。こんな状況ですよ。7月5日に行ったときに、「アダプト制度についてどう考えていますか。」、そして、また7月の30日ですね、行ったときに。2週間後にも話したけども、県が出したホームページに載っているアダプト制度そのものを知らないんですから。協議をされてないなというふうに思いました。

次にいきます。(5)松の育成状況を観察するために行政、地域住民、学識経験者、植樹ボランティア等に関する芦屋海岸の合同調査を行うべきとの声があります。実施する考えはありますか。これは県の事業主体だから、県がやらなければ町はやらないで済む問題じゃないんですね。芦屋町の町民が、ほとんどボランティア活動で植樹したわけですから。町主体でもですね、やるべきだと思います。

ここに、芦屋の海を考える代表、3団体がですね、福岡県知事小川さん、それから県土整備事務所の見坂さん、それから福岡県環境部長徳永秀昭さんというような、陳情書、それから要望書を提出しておりますが、やはり散策した人たちの思いをですね、書いて提出したものなんです。これは今述べたように、その際、福岡県が進めてきたワークショップの参加者及び松の植樹ボランティア参加の要請を行った25団体、延べ1,000人の方々に対し、合同調査、検証参加の呼びかけを行うことというような要望書、陳情書を県に出しているわけですけど、何かその点について話がありましたか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

先ほど申されました芦屋海岸合同調査・検証実施の陳情書につきましては、北九州県土整備事務所及び福岡県の環境部自然環境課より情報提供を受けております。よって、内容は見させてい

## 令和2年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

ただいておりますが、現状では、福岡県から情報提供はあったものの、県において対応を検討しているということしか教えていただいておりますので、現状、情報共有にとどまっているという状況でございますので、まずその点を御説明させていただきたいと思っております。

続いて、この合同調査についてでございますが、管理主体が福岡県でありますため、県の考え方を聞かないと、町の意向だけでできるものではないというふうに町では考えております。また、専門的な知見が必要であること、対象者が膨大になるため、どのように合同調査を行うのか、現時点では判断致しかねるというところでございます。しかし、先ほども申しましたように、私どもも現地を確認している中では、議員御指摘のとおり松が埋まっているところも多々ありますし、現状かなり堆砂が増えてきているという認識をしております。

現在、県土整備事務所では、里浜エリアの拡張について検討されておまして、塩分濃度調査をはじめ、いろんな調査が行われているところと聞いております。芦屋町では、この調査結果が出ましたら、技術検討会を開催して検討いただくように依頼をしているところでございます。また、この技術検討会につきましては、里浜を「守り・育てる」という視点から、里浜の現状についても専門的な知見で検証を行い、対策を検討いただく必要があるというふうに考えておりますので、現状の対策につきましても技術検討会を開催するよう県土整備事務所に働きかけてまいりたいと考えております。よって、砂の除去も併せて要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

### ○議長 横尾 武志君

妹川議員。

### ○議員 8番 妹川 征男君

私の質問は、そういう合同調査、町民を交えた、町民ボランティアを交えたですね、そういう現地調査を、県はそういう言い方をするでしょうけれど、「町としてやるべきではないか。」と、こういうことを言っているわけですよ。町民の方々が、「はっきり言ってだまされた。」と。何でこんなね、区長会の回覧板やら町からの広報とかホームページとか見てですね、行った。そういう中であって、「何でこんな状況になっているのか。」と。しかも、町や県が言うには「想定内だ。」とかね。「じゃあ、想定内であるところに、何で自分たちに植えさせたのか。」と。「謝罪すべきだ。」という声もアンケートの中に出ていますね。しっかり読んでいただきたいと思うんですよ。ぜひですね、町として県に働きかけて、ないしは県が動かなければ町が独自でやるべきですよ。

それで、この県のほうの確認ですけど、芦屋海岸の散策について、北九州県土の参事、それから係長、担当、その3人で、近いうちに共に散策をいたしましょうという回答をこの1週間ぐらい前に得ていますので紹介しておきます。

それから（6）にいけますが、参加者アンケートの結果に対する町の所見について。

令和2年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

時間がありません。残念です。せっかくですね、アンケートに答えた方々の、芦屋海岸が異様な光景になっている現状に、悲しさや無念さがつづられています。こういった町民の生の声をどう受け止めるかということを知りたかったのですが、時間がありません。しっかりですね、読んでいただいております。

じゃあ2番目、芦屋港のレジャー港化について。

県は海浜の砂堆積や飛砂現象問題の本質を見極めないまま、今日まで対症療法的な措置を行ってきた。その結果、芦屋町民が誇りとしてきた芦屋海岸は見るも哀れな砂浜と化しています。現在、いまだに芦屋海岸の自然環境・景観の回復に対する有効な対策も示されないままに、芦屋港活性化基本計画（変更分）に従って、芦屋港活性化事業推進年次計画が実施に向けて、ちゅうちょなく進められています。

私は数回、問題点を明らかにし、見直しし、凍結すべきであると主張してきました。これまでの議会での質問で明らかになったことを説明するとすれば、芦屋港活性化事業のリスクである砂の堆積や飛砂の状況の存在は、平成21年度に事業が開始された時点で、既に芦屋町と県はともに十分周知していたことは明らかです。それにもかかわらず、11年が経過してもなおリスクを解消できず、かつ改善の見通しが立っていない状況のままでこのレジャー港化事業を進めることは、公共事業の在り方として問題ではないか。そこで、一旦事業を凍結し、リスク解消と実効性のある対応構築のため、総括・検証を行い、町民に対して公表・説明する必要があると主張してきました。また、芦屋港のレジャー港化事業は、町民共通の財産である海岸の環境問題と大型プロジェクトであり、36億円に上る財源に関わる問題であります。

そういうことで、(1)、(2)の住民説明会や住民投票を行うべきではないかと。時間がありませんので回答はできませんね。それで私は、今、町民の機運醸成なしでの計画は破綻することは必定であると。荒廃し続ける芦屋海岸に背を向け、レジャー港化を進めていく場合かと。こんな感情をするわけですけども、残念ながら、もう回答はいただけませんね。

私の一般質問はこれで終わります。次回に回したいと思います。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。